

RECOMMENDATIONS



TRAFFIC Recommendations on

the Proposals to Amend the

CITES Appendices

at the 14th Meeting of the

Conference of the Parties

The Hague, Netherlands

3-15 June 2007

トラフィックの

第14回ワシントン条約締約国会議の

附属書改正提案に対する

見解

オランダ、ハーグ

2007年6月3日～15日



TRAFFIC[®]

the wildlife trade monitoring network

トラフィックの第14回ワシントン条約締約国会議の附属書改正提案に対する見解

2007年6月3日～15日、ハーグ（オランダ）

トラフィックは毎回ワシントン条約締約国会議に先立ち、ワシントン条約附属書改正提案に対する見解を発表しています。

本見解は、英語、フランス語、スペイン語の各言語で冊子にされ、CoP14前や開催中に利用できます。ウェブサイト (<http://www.traffic.org/cop14/recommendations.htm>) から入手できます。また本見解は、トラフィックの見方の根拠となる背景について情報を提供している、IUCNとトラフィックによる分析 (IUCN / TRAFFIC Analyses of the Proposals to Amend the CITES Appendices at the 14th meeting of the Conference of the Parties (http://www.iucn.org/themes/ssc/our_work/wildlife_trade/citescop14/cop14analyses.htm)) と一緒に読むことが望まれます。

入手可能なもののうち、もっとも新しい情報を活用して作成しましたが、会議期間中にはさらに新しい情報が入手できるようになると思われます。

目次

トラフィックの第 14 回ワシントン条約締約国会議の附属書改正提案に対する見解

動物（提案 1 ～ 21）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

植物（提案 22 ～ 37）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

文中の用語

* CITES はワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）を示す。

* 和名はトラフィックイーストアジアジャパン調べによる。和名がつけられていないもので、英名のわかっているものは英名を記載している。

* 和名および英名については、参考のために記載してあるので、注意が必要である。

提案 1. [カンボジア]
スローリス属全種 *Nycticebus* spp. の附属書 II から附属書 I への移行。

この小型夜行性の霊長目の一属は、インド北東部、中国南部から東南アジア大陸部を経てインドネシア西部まで広く分布するが、野生個体群の生息状況に関する具体的データが不足している。伝統薬、ペット、食料としての国内取引の需要による悪影響の方が、大部分が違法でおこなわれる国際取引（ペット）の害よりも大きいと考えられる。附属書 I への掲載を正当化する決定的な生物学的根拠はなく、附属書 I への掲載は違法取引の規模に影響を与えそうもない。生息国と消費国に対し、協力の改善と法執行活動の強化を働きかけるべきである。

反対

提案 2. [米国]

ボブキャット *Lynx rufus* の附属書 II からの削除。

この北米原産ネコの一種は、毛皮を取るために大量に捕獲されるが、米国とカナダの個体群はよく管理され、安定もしくは増加している。メキシコの個体群に関する情報は不足している。ボブキャット *Lynx rufus* が CITES 附属書に掲載された根拠は、国際取引による絶滅が危ぶまれる他のネコ科 Felidae の動物と外見が類似していたことによる。ボブキャットとオオヤマネコ属 *Lynx* の他種の毛皮とを容易に識別できるのかという点で疑問が残る。また、この提案では、ネコ科 Felidae の他の属の毛皮と混同する可能性という問題を取り上げておらず、適切な識別手段が開発されたという証拠も示していない。オオヤマネコ属の違法取引が相当の規模に上るかどうかを判断できるだけのデータがなく、ボブキャット *L. rufus* を CITES 附属書から削除した場合、ボブキャットと混同されやすいネコ科 Felidae の動物の取引を刺激するかどうかは不明である。締約国は法執行対策の評価と類似の問題の解決を目的として進められている動物委員会の審査結果を待つべきである。

反対

CoP14 提案 3. [ウガンダ]

次の注釈を付け、ヒョウ *Pantehra pardus* のウガンダの個体群を、附属書 I から附属書 II に移行。

- 1) 私用のためのトロフィーと毛皮を取るスポーツハンティングという限定的な目的のための、手回り品としての輸出。
- 2) 国全体の年間輸出割当量は 50 頭。

ヒョウはウガンダに広く分布すると考えられるが、その生息状況は十分に記録されていない。トラフィックと IUCN による分析の Supporting Statement に、一部の地域で家畜を襲う例が頻発し、住民との間に衝突が起きていることを示す証拠が示されている。広範囲にわたるスポーツハンティングに関する計画の一部として提案された割当量は、ウガンダのヒョウの個体数に悪影響を与えるとは思えないが、その数値をはじき出した計算方法が明らかにされていない。決議 10.14 (CoP13 で改正) により、附属書 I から附属書 II に移さずに輸出割当量を設定できるようになり、この制度の下で、すでにアフリカの 11 カ国に対する割当量が締約国により承認されている。ウガンダは国内ヒョウ個体群の附属書 II への移行を求めるよりも、割当量の要求が議題 37 (附属書 I に掲げる種を輸出割当量の対象にする件) の検討内容に盛り込まれるよう、締約国会議で合意を取り付けることを考えるべきである。

反対

提案4 [ボツワナ、ナミビア]

アフリカゾウ *Loxodonta africana* のボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエの個体群を附属書Ⅱに維持し、既存の注釈全部を次の注釈に置き換える。

- 1) 生牙の取引に関する年間輸出割当量の設定は、決議 10.10 (CoP12 で改正) に従い決定される。
- 2) 生牙の取引は、事務局が常設委員会と協議の上、輸入された象牙が再輸出されず、かつ、国内での製造及び取引に関する決議 10.10 (CoP12 で改正) の要件に従って管理されることが確保されるような十分な国内法及び国内取引規制を有していることを認証した取引相手国に限る。
- 3) 生牙の取引による収益は、ゾウの保護ならびに地域社会開発計画のためにのみ使う。」

この提案では、現在附属書Ⅱに掲げる4つのアフリカゾウ個体群の標本の取引に適用される現注釈を書き換えることと、一定の条件に従い、生牙の取引に関する年間商取引割当量を設けることを求めている。しかし、この提案では決議 11.21 (Cop13 で改正) のガイドラインに対処できない。決議 11.21 (CoP13 で改正) では「附属書Ⅰから附属書Ⅱへの種の移行で、附属書に掲げる標本のタイプを指定した注釈に従うことが条件とされる場合、その注釈で特に指定しない標本は附属書Ⅰに掲げる種の標本とみなされ、それらの取引はそれに従い規制されるものとする」とされている。その結果、この提案が承認された場合、その影響を受け、現在取引可能なものを含む他のゾウ標本が、附属書Ⅰに掲げる種の標本とみなされることになる。この明白な影響を解消するために提案を修正することは、範囲の拡大に相当し、それは締約国会議手続規則で認められていない。

MIKE (ゾウ違法捕殺監視システム—CITES のゾウ監視システムのひとつである) のベースラインがまだ設定されていないため、

決議 10.10 (Cop12 で改正) で求められている生牙に関する年間商業輸出割当量を設定することは時期尚早である。これは 2002 年の CoP12 で附属書 II の 3 カ国ゾウ個体群の標本の一回限りの販売について合意されたときに締約国が想定した主要条件である。ETIS (ゾウ取引情報システム—もうひとつの CITES 監視システム) の象牙押収データのさらなる分析による 3 回目の結果報告によると、1990 年代半ば以降、象牙の違法取引が増加傾向にある。この傾向は無規制の国内象牙市場との間にもっとも強い相関関係が見られ、これまでのところ、アフリカのそれらの市場を縮小しようとする CITES 行動計画は、実質的な結果を出すことができないでいる。

反対

提案5 [ボツワナ]

アフリカゾウ *Loxodonta africana* のボツワナの個体群に対する注釈を次のように修正。

「ボツワナの個体群について、次のことを認めるという限定的な目的のため：

- 1) 非商業目的のハンティングトロフィーの取引
- 2) 商業目的の皮の取引
- 3) 商業目的の革製品の取引
- 4) 適切かつ受け入れ可能な（及び輸入国の国内法により決定される）目的地との商業目的の生きた動物の取引
- 5) ボツワナ政府が所有するボツワナ原産の生牙（最高8 tまでの全形又は切断した牙）の登録在庫の商業目的の年次取引。取引相手国は事務局が常設委員会と協議の上、輸入された象牙が再輸出されず、かつ、国内での製造及び取引に関する決議 10.10（CoP12 で改正）の要件に従

ボツワナにはアフリカのゾウの個体数の少なくとも4分の1が生息し、優れた保護の実績を持つ。この提案は、附属書Ⅱに掲載されているボツワナの個体群について、ハンティングトロフィーと革の取引に関しては、現状を変えようとするものではないが、皮革製品と生きた動物の商業目的の取引を可能にしようとする取引の範囲の拡大と、生牙の年間割当量の導入（決議 10.10（CoP12 で改正）の要件に従い）、そして生牙の在庫を40 t以下一回限りという条件でもう一度販売すること、を求めている。

ゾウの皮と革製品の取引は、本質的には管理活動とスポーツハンティングの副産物であり、そのような取引がゾウの違法捕殺を助長することを示唆する証拠はない。したがって、商業目的の皮革製品の取引に反対する理由はない。生きた動物の取引はボツワナの個体群にとり、また、種全体にとっても、絶滅の危機をもたらすおそれはないが、広い意味での保全に関する懸念を考慮する必要がある。アフリカのゾウを複数の種として分類する可能性を含め、ゾウの遺伝学と分類学における最近の研究成果を考慮し、IUCN/SSC アフリカゾウ専門家グループは、遺伝的交雑を防ぎ、長期的な遺伝的存続を可能にするために、従

って管理されることが確保されるような十分な国内法及び国内取引規制を有していることを認証した取引相手国に限る。

- 6) ボツワナ政府が所有するボツワナ原産の生牙（最高 40 t までの全形又は切断した牙）の登録在庫に関し、本提案採択の直後に一回限りおこなわれる商業目的の取引。事務局が、常設委員会と協議の上、輸入された象牙が再輸出されず、かつ、国内での製造及び取引に関する決議 10.10（CoP12 で改正）の要件に従って管理されることが確保されるような十分な国内法及び国内取引規制を有していることを認定した取引相手国に限る。

来の生息域でのゾウの移動を管理するガイドラインについて合意した。将来、ボツワナが生きた動物に関してそのようなガイドラインに従う意図があるかどうかを明確にする必要がある。

ETIS 分析で違法象牙取引の増加傾向が明らかになる中で、MIKE のベースラインが決定される前に、生牙の年間輸出割当量を設定することは時期尚早である。しかし、合法的供給源から最近在庫に加えられた生牙の一定量について、以前に合意された一回限りという条件付きの販売を拡張することは、CoP12 で合意され、まだ実施されていない一回限りの販売にその象牙が組み込まれる限り、重大な危険をもたらすものではない。

提案者が以下をおこなうことを条件として賛成

- 一生牙の年間割当量に関する要求を撤回する。
- 生きた動物の取引が、アフリカゾウの移動に対して適用可能な国際的な保護に関するガイドラインに従い実施されるよう指定する。
- 一生牙の一回限りの販売を追加しておこなうにあたっては、CoP12 で合意された販売と共におこなうことを約束する。

提案 6 [ケニア、マリ]

A. アフリカゾウ *Loxodonta africana* のボツワナ、ナミビア、南アフリカの個体群に関する注釈を次のように修正。

a) 次の規定を追加する。

「生又は加工象牙の取引は、次の場合を除き、20年間許可しない。

- 1) 非商業目的でハンティングトロフィーとして輸出される生牙
- 2) 第12回締約国会議で合意された、政府が在庫として所有する登録象牙に限るという条件付きの販売に従い輸出される象牙」

b) 次の条項を削除する。

「6) ナミビアについては、装身具類に組み込まれ、ひとつずつ記号を付け認証されたエキパという象牙加工品の非商業目的の取引」

B. ジンバブエの個体群に関する注釈を次のように修正。

「次のことを認めるという限定的な目的のため。

- 1) 適切かつ受け入れ可能な目的地への生きた動物の輸出
- 2) 皮の輸出
- 3) 非商業目的の革製品の輸出

ケニアとマリによるこの提案のねらいは、CoP12で承認されたボツワナ、ナミビア、南アフリカからの生牙（およびそれら3カ国からのハンティングトロフィー。ジンバブエは除く）の一回限りの販売を除き、附属書IIに掲げるゾウ個体群を有する4カ国からの生牙または加工象牙の取引に20年の一時禁止期間を導入することである。また、この提案では、ナミビアにエキパ（伝統的象牙細工）の輸出を許可し、ジンバブエに非商業目的での加工象牙製品の輸出を許可している現注釈の一部を撤廃することもねらいとする。

条約ではいかなる締約国に対しても、状況の変化に対応できるよう、附属書の改正の提案を許可しており、したがって、トラフィックとしては、その後の締約国会議で締約国の提案提出の権利を制限することは、適切とも法的に支持できるとも考えていない。この点に加え、この提案が受け入れられた場合、保護に関する懸念がより深刻であるとして附属書Iに掲げるゾウ個体群よりも、附属書I掲載の条件を満たさないゾウ個体群に適用される条件の方が厳格になるという結果が生じうる。

反対

その他のすべての標本は、附属書Iに掲げる種の標本とみなされ、それらの取引は附属書Iに掲げる種の標本の取引として規制される。

生又は加工象牙の取引は、20年間許可しない。

a) 生きた動物の目的地が適切で受け入れ可能であること及び／又は b) 輸入の目的が非商業目的であることを確保するため、輸出許可書及び再輸出許可書は、これらを発行する管理当局が、輸入国の管理当局から次のことを証明する書類を受領した後に限り発行することができる。a) の場合には、条約第三条3(b)項の規定と同様に、飼育のための施設が、管轄権を有する科学当局によって審査されており、かつ、受領しようとする者が生きている動物を収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。b) の場合には、第三条3(c)項の規定と同様に、管理当局が、標本が主として商業目的のために使用されるものではないと認めること。」

提案 7 [タンザニア連合共和国]

次の注釈を付け、アフリカゾウ *Loxodonta africana* のタンザニア連合共和国の個体群を附属書 I から附属書 II に移行。

「以下を認めるという限定的な目的のため。

- 1) 全形及び切断した状態の生牙の登録在庫の取引
- 2) 適切かつ受け入れ可能な目的地への非商業目的の生きた標本の取引
- 3) 非商業目的のハンティングトロフィーの取引。」

結果：提案
は撤回され
た

提案 8 [ボリビア]

ビクーニャ *Vicugna vicugna* のボリビアの個体群に対する注釈を次のように修正。

「生きたビクーニャから刈り取られた毛、これらを用いて作られた織物並びに製品（高級手工芸品とニット製品を含む）の国際取引を認めるという限定的な目的のため。

織物の裏側には「*the Convenio para la Conservación y Manejo de la Vicuña*（ビクーニャの保護並びに管理に関する協定）」の加盟国であるこの種の生息国により認められたロゴと、「VICUÑA-BOLIVIA ビクーニャーボリビア」という表示を付けなければならない。その他の製品には、ロゴと「VICUÑA-BOLIVIA-ARTESANÍA ビクーニャーボリビアー民芸品」という表示を含むラベルを付けなければならない。

他のすべての標本は、附属書 I に掲げる種の標本とみなされ、その取引はしかるべく規制される。」

ボリビアのビクーニャ個体群は現在附属書 II に掲げられ、高い金銭的価値を持つビクーニャの毛は、種の存続を脅かすことなく、生きた個体から持続可能な方法で収獲することができる。この提案では、ボリビア国内の一定地域で取れるビクーニャの毛の輸出を許可するよう、現注釈の範囲を拡大することを求めている。現在、輸出が許可されているのは毛織物とその製品のみである。毛の輸出の禁止と、それに伴う地域社会に対する経済的利益の損失は、ビクーニャ個体群を保護、管理しようとする意欲を起こさせる誘因の発達を妨げてきた。提案された注釈は決議 9.24 (CoP13 で改正) で指定された予防措置を満たしている。

賛成

提案9 [アルジェリア]

アカシカの亜種 *Cervus elaphus barbaru* の附属書 I への掲載。

このアカシカの亜種はアフリカ北西部のみに分布し、分類上近縁の個体群がコルシカ（フランス）とサルジニア（イタリア）に分布する。個体群は小規模であるが、アフリカの分布域全域で増加傾向にあることが報告されており、附属書 I 掲載のための生物学的基準を満たさないと考えられる。現在の国際取引は、ほぼ完全に飼育繁殖標本の動物園または教育目的、あるいは再導入計画という目的に限られ、したがって、野生個体群に対する重大な危険性はない。また、決議 9.24（CoP13 で改正）では、分割掲載の場合、一般に亜種ではなく、国または地域の個体群に基づくものとすべきであると規定されている。種よりも下の分類名は、その分類群がきわだった特徴を持ち、分類名が執行上問題にならない場合を除き、附属書で使うべきではない。この亜種の分類については、まだ科学的に決着がついておらず、亜種に基づく分割掲載の正当性は認められない。

反対

提案 10 [アルジェリア] エドミガゼル *Gazella cuvieri* の附属書 I への掲載。

エドミガゼルはアフリカ北西部の 4 ヶ国のみ分布する小規模で分断された部分個体群であり、直接の利用と生息地の破壊により絶滅のおそれがあるものと考えられる。報告された国際取引のレベルはきわめて低く、トロフィーの取引に限られる。いずれにしても、CITES 取引データベース中のこれらの取引は、承認された生息国からの輸出としての記録ではなかった。合法・違法を問わず、著しい取引量を示す証拠はなく、取引は潜在的危険性を引き起こすものでもない。したがって、この種は決議 9.24 (CoP13 で改正) に従う附属書 I 掲載の取引上の基準を満たさない。

反対

提案 11 [アルジェリア]

ドルカスガゼル *Gazella dorcas* の附属書 I への掲載。

ドルカスガゼルはアフリカのサヘローサハラ地帯、中東、アラビア半島全体に広く分布し、附属書 I 掲載の生物学上の基準を満たすとは思えない。現在の国際取引のレベルはきわめて低く、トロフィーの取引に限られ、種に対して重大な脅威になるとは考えられない。すでにチュニジアによっておこなわれた附属書 III 掲載を補足する形でのアルジェリアによる附属書 III への掲載ならば、国内での取り締まり目的と現行法の施行を補強する意味で、検討するメリットがあるだろう。

反対

提案 12 [アルジェリア]

リムガゼル *Gazella leptoceros* の附属書 I への掲載。

リムガゼルはアフリカの北部とサハラ地域全体に分布する。種の全般的な状態はよくわかっていないが、2006 年の IUCN レッドリストでは世界的に絶滅のおそれがあるとされ、附属書 I 掲載の生物学上の基準を満たす。歴史的に見て、顕著な減少が起きており、多くの亜個体群が小規模で、しかも縮小していると言われる。スポーツハンティングの需要に刺激され、トロフィーの国際取引がおこなわれているが、きちんと記録されていない。予防的観点から、この種を附属書 I に掲載する価値はあるが、国際取引は今後も報告されそうになく、そのような掲載が種の保護に対して大きな効果を与えるかどうかは不明である。

賛成

提案 13 [ブラジル]

クロカイマン *Melanosuchus niger* のブラジルの個体群の附属書 I から附属書 II への移行。

アマゾン川流域に広い分布域を持つこの種は、分布域の大部分で、過去の枯渇状態から回復している。導入されている管理システムに関する情報によれば、それは科学的に確実であり、予防的である。ブラジル国内、そして／またはその他の生息国両方での違法取引の拡大などの間接的影響は起こりそうもない。他のほとんどのワニの種と同様、提案された国際取引規制措置は簡潔であり、考えられる保護上の懸念に十分対応する内容である。

賛成

提案 14 [グアテマラ]

メキシコドクトカゲの亜種 *Heloderma horridum charlesbogerti* の附属書 II から附属書 I への移行。

このグアテマラ固有のトカゲの個体数は、狭い分布域に 175 ~ 250 個体である。しかし、現在の国際取引は重大な脅威ではない。CITES の公式取引データと最近トラフィックが実施した調査によれば、この種で過去 6 年間に輸出された数はグアテマラからの 1 頭にすぎず、しかも附属書 I への移行が提案されるこの亜種であったかどうかは不明である。主な脅威は、生息地の破壊、土地利用の変化、直接的な駆除（恐怖による）である。幼体の時期には亜種の見分けがつきにくく、識別に関する潜在的問題がある。決議 9.24 (CoP13 で改正) では、種よりも下の分類名は、その分類群がきわだった特徴を持ち、分類名が執行上の問題にならない場合を除き、附属書で使うべきではないと規定されている。この亜種は生物学上の基準からは附属書 I 掲載の資格があり、いかなる潜在的な取引も、この小規模な野生個体群に対して壊滅的な影響を及ぼす。しかし、現在の国際取引あるいは起こりそうな取引の需要を示す証拠がなく、掲載を正当化することはできない。さらに、いずれにせよ、保護上の明らかな利点がみあたらない。

反対

提案 15 [ドイツ (欧州共同体加盟国を代表して)]
ニシネズミザメ *Lamna nasus* の附属書 II への掲載。

この温帯海域に生息するサメは広く分布し、その生活史が原因で、過剰漁獲による打撃を受けやすい。国際取引を目的とする長年の漁獲により資源量の減少という問題が起きており、国際的な取引は続いている。高い金銭的価値を持つ魚肉を目的とした漁業は資源の過剰漁獲を引き起こし、そして偶発的な捕獲も続き、その場合も、肉とヒレは取り引きされる。局所的に激減した例があり、これは附属書 I 掲載の基準を満たす。施行するためには、取引の際に種レベルでヒレを識別する必要がある。

賛成

提案 16 [ドイツ (欧州共同体加盟国を代表して)]
アブラツノザメ *Squalus acanthias* の附属書 II への掲載。

温帯海域に広く分布するこのサメも、生活史の特性のために、過剰漁獲による打撃を受けやすい。この種は高い金銭的価値を持つ肉を目的として取り引きされ、この種の取引に関する情報は十分に入手できる。この種を標的とする漁業により、資源の深刻な枯渇が起きている。アブラツノザメは性別と年齢に従い集まる習性があり、その結果比較的大きいメスが漁獲の標的になる。したがって、特に標的とされた魚群ではオスが多くなるという偏りが見られ、子の数が減少する。ヒレその他の製品の国際取引もおこなわれる。決議 9.24 (CoP13 で改正) 付記 2a 基準 A ならびに B に従い、附属書 II 掲載の基準を明らかに満たしている。施行するためには、取引の際に種レベルでヒレを識別する必要がある。

賛成

提案 17 [ケニア、米国]

ノコギリエイ科全種 *Pristidae* spp. の附属書 I への掲載。

ノコギリエイ 7 種は 2006 年 IUCN レッドリストで近絶滅種 (CR) に分類されている。少しでも死亡率が上昇すれば、個体群に対して悪影響を及ぼし、分布域をさらに縮小させることになる。これらの種は特にそれを標的とする漁業と偶発的な漁獲の両方による影響を受けており、国際取引が不十分な保護状況の一因となっているとも考えられる。取り引きされる製品は珍品としての吻 (鼻)、ヒレ、肉である。施行するためには、取引の際に種レベルでヒレを識別する必要がある。

賛成

提案 18 [ドイツ（欧州共同体加盟国を代表して）]

ヨーロッパウナギ *Anguilla anguilla* の附属書 II への掲載。

ヨーロッパウナギの稚魚は河川や淡水湖に移動し、成魚になって繁殖するためにサルガッソー海に戻る。この種は分布域の大部分で減少し、生物学的に安全な限界を外れている。漁業は衰退し、種の生息環境に対する人為的影響が、潜在的生産能力に悪影響を与えた。生息地の消失、回遊の阻害、漁獲、汚染、寄生虫と病気の伝染が、資源量にさらなる悪影響を与えた。国際取引の規模は大きく、養殖用にヨーロッパからアジアへ輸出される生きたシラスウナギが取引の中心である。ヨーロッパ南部でシラスウナギの密漁と違法取引の事件が起きており、それには組織犯罪が絡んでいる。

入手可能なデータによると、シラスウナギの加入量が広い海域で顕著に減少したことが判明し、決議 9.24 (CoP13 で改正) 付記 2a 基準 A ならびに B に従い、ヨーロッパウナギは CITES 附属書 II 掲載の基準を満たしているものと考えられる。ヨーロッパウナギの標本の国際取引を規制するには、相当の訓練と識別に対する支援が必要であるとトラフィックは考える。

賛成

提案 19 [米国]

Banggai Cardinalfish *Pterapogon kauderni* の附属書 II への掲載。

このサンゴ礁に生息する小型魚は、インドネシアのスラウェシ島中央地域の限られた水域のみに生息する固有種であり、少なくとも 1995 年以来、ヨーロッパ、北米、アジア市場を対象として、観賞魚としての国際取引のために獲られてきた。定住性のこの魚は、繁殖率が低く、局在する地域個体群の形で生息し、過剰捕獲による打撃を受けやすい。入手可能な取引データから、取引目的での年間捕獲レベルが、全個体数のかなりの割合に相当することがうかがわれる。

賛成

提案 20 [ブラジル]

ブラジルのアメリカイセエビ *Panulirus argus* と *P. laevicauda* の附属書 II への掲載。

これらのイセエビは、メキシコ湾全体とカリブ海を含め、バミューダ諸島と米国からブラジルに至る西大西洋沿岸に広く分布する。ブラジルの個体群が減少しているが、この提案はこれら 2 種の分割掲載を引き起こし、施行上の大きな問題となるだろう。ブラジル水域内の種を保護するための最大の課題は、既存の国内法の執行や施行である。CITES 附属書 II への掲載は、それらの保護に対して最小限の影響しか持たない。しかし、広い分布域と取引のレベルを考慮すると、地域レベルでの管理について協力する必要があると認識するために FAO などの他の関連機関を通じ、CITES でのこの種に関するさらなる活動を推進することにメリットがあるだろう。

反対

提案 21 [米国]

サンゴ属全種 *Corallium* spp. の附属書 II への掲載。

サンゴ属 *Corallium* は、26 ～ 31 種が世界の熱帯・亜熱・温帯海域に分布する。これらの種は地中海と西太平洋で採取されている。サンゴ属全種 *Corallium* spp. に対する最大の脅威は過剰採取であり、その中心は宝飾品と工芸品の製造である。それよりも規模は小さいが、伝統薬にも使われる。サンゴ属全種の製品には高い金銭的価値があり、世界中で売買される。種レベルでの製品の識別は不可能ではないが、難しい。

ほとんどのサンゴ属全種は広く取引され、ほとんどの種が、寿命、遅い成熟、遅い成長、低い繁殖力など、特に過剰採取による打撃を受けやすい生活史を持つ。それに加え、サンゴ属全種については、生息国の間で管理に一貫性がなく、地域漁業管理機関による管理がおこなわれておられず、国際取引の規制も実施されていない。したがって、サンゴ属全種は条約第 2 条 2(a) 項ならびに決議 9.24 (CoP13 で改正) 付記 2a 基準 B の条件を満たす。CITES への掲載は取引の規制に加え、新たに発見されたサンゴ属全種の群生に関して生息国が管理計画を作成するためにも役立つだろう。

賛成

提案 22 [米国]

アガヴェ・アリゾニカ *Agave arizonica* の附属書 I からの削除。

アガヴェ・アリゾニカ *Agave arizonica* は米国アリゾナ州の人里離れた 4 郡のみに分布する多肉植物である。1987 年から附属書 I に掲げられていたが、最近の研究により、それが *A. toumeyana* ssp *bella* と *A. chrysantha* の自然交配種であることが実証され、それらはいずれも附属書に掲げられていない。現在の個体数は 64 株で、国際取引は、1987 年以来に人工的に繁殖させた標本 48 株の取引が 1 回だけ記録されている。

決議 11.11 (CoP13 で改正) では、交配種の親株の片方または両方が附属書に掲げられていれば、その交配種は条約の規定の対象になるとしている。しかし、この交配種は 1987 年当時、最初は完全な種として掲げられたものであり、附属書 I に掲げる種を附属書から削除する場合、まず附属書 II に移行し、少なくとも締約国会議の間の期間 2 回分にわたり、取引により影響を監視することを定めた決議 9.24 (CoP13 で改正) が適用されるものと考えられる。この分類群に関するこのような決議間の齟齬を考慮し、予防的アプローチという観点から、決議 9.24 (CoP13 で改正) の条件に従い、アガヴェ・アリゾニカ *A. arizonica* を附属書 II に移行するよう、提案を修正することが望ましい。また、学名命名委員会が現在の学名を見直すことも必要と思われる。

反対、しかしこの分類群を附属書 II に掲げるという修正案を支持

提案 23 [米国]

Dehesa Bear-grass *Nolina interrata* の附属書 I から附属書 II への移行。すべての部分と派生物を含む。

この大型多肉植物は、米国カリフォルニア州からメキシコのバハカリフォルニア北西部までの狭い地域に局在する個体群である。米国では、9つの個体群に約9,000株が生育しているといわれる。主な個体群の90～100%が、カリフォルニア州とザ・ネイチャー・コンサーバンシーにより管理されている保護地に生育し、根こそぎなくなった個体群の記録はない。メキシコの個体群に関する情報はより少ないが、「特別保護」というカテゴリーで管理されている、各々25株から成る3つの個体群があるとみられている。この種に対しては園芸家の間である程度の関心が寄せられているが、国際的な需要を示す証拠はほとんどない。1994年から2006年の間に国際取引がおこなわれた唯一の例は、2002年の人工的に繁殖させた標本の取引である。メキシコと米国の国内法および米国での管理計画により、この種に対してはかなりの保護策が加えられており、附属書 I から II への移行が非持続的利用を引き起こすことはなさそうだ。

賛成

提案 24 [アルゼンチン]

モクキリン属全種 *Pereskia* spp. と *Quiabentia* 属全種のサボテン 2 属の附属書 II からの削除。

サボテン科のこれらの属は *Pereskia* 属（提案 25 を参照）と共に、成長周期の少なくとも一部で、丈夫で見分けのつく、比較的大きい葉を付けるという点で、サボテンの中で特異な存在である。その種には灌木のものから低木のものまでの幅があり、つる状の種も 1 種ある。これら 2 属は現在、CITES 植物委員会が定期的におこなう附属書の見直しの対象になっているが、入手可能な情報によれば、将来の附属書 I への掲載を防ぐために取引を規制する必要があるという証拠はなく、国際取引を目的とする種の収穫が野生個体群に対して悪影響を及ぼす証拠もない。附属書 I に掲げる種との類似性という問題もほとんどない。

賛成

提案 25 [メキシコ]

Pereskiopsis spp. の附属書 II からの削除。

Pereskiopsis 属のサボテンは認められている 6 種から構成され、エルサルバドルで見られる 1 種を除き、すべてメキシコのみ分布する。モクキリン属 *Pereskia* および *Quiabentia* 属（提案 24 を参照）と共に、*Pereskiopsis* spp. も成長周期の少なくとも一部で、丈夫で見分けのつく、比較的大きい葉を付けるという点で、サボテンの中で特異な存在である。その種には灌木のものから低木のものまで幅がある。入手可能な情報によれば、将来の附属書 I への掲載を防ぐために取引を規制する必要があるという証拠はなく、国際取引を目的とする種の採取が野生個体群に対して悪影響を及ぼす証拠もない。それに加え、全種が栽培されており、容易に繁殖させることができ、収集家からの関心も低い。葉のない状態の *Pereskiopsis* 属全種が Opuntioideae 亜科の他のサボテンと混同される可能性があるが、それは主に芒刺（glochids、特徴的なとげの集まり）の存在による。しかし、附属書 I に掲げるサボテンや、国際取引される附属書 II に掲げるサボテンと混同される可能性はない。この属の国際取引の記録は無視できる程度であり、それを削除することで、附属書に残る種の取り締まりに関する問題が生じるとは思えない。

賛成

提案 26 [スイス]

附属書Ⅱに掲げるサボテン科全種 *Cactaceae* spp. (#4)、ラン科全種 *Orchidaceae* spp. (#8) および注釈 #1 がついたすべての分類群に関し、注釈 #1、#4、#8 を統合し、次のように修正。

「次のものを除き、すべての部分と派生物を指定する。

- a) メキシコ原産のメキシコのサボテン科全種 *Cactaceae* spp. の種子を除く種子、孢子、花粉（花粉塊を含む）
- b) 試験管中で固体又は液体の培地によって得られた実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
- c) 人工的に繁殖させた植物の切花又は切葉（葉状枝その他の茎の部分と偽鱗茎を除く）
- d) バニラ属 *Vanilla*（ラン科 *Orchidaceae*）、*Opuntia* 属の *Opuntia* 亜属、*Hylocereus* 属、*Selenicereus* 属（サボテン科 *Cactaceae*）の帰化又は人工的に繁殖させた植物の果実及びその部分と派生物

提案 26 は提案 27 に基づいているとみられ、より広範な植物の種、部分、派生物の除外をみている。しかし、この提案からいくつか矛盾点が生じ、例えば次のように、既存の注釈や条約の規則との間に齟齬が生じる。

- * 提案の c) 項は切り葉全般を対象としているが、CITES 植物委員会の第 15 回会合でスイスに対して与えられた「人工的に繁殖させた切葉の取引が当該種の野生個体群に対する脅威とならないことを実証できる特定の分類群まで、免除対象を絞るように」という助言を、この提案では無視している。
- * e) 項については、例えばアロエ属全種 *Aloe* spp.（特に *Aloe ferox*）の「小売の準備が整った完成品」の免除では、これらが取引される主要製品であり、したがって、CITES 規制の対象とすべきであるという事実を無視している。
- * 沈香の取り扱いに一貫性がなく、混乱していることを反映

e) *Opuntia* 属の *Opuntia* 亜属と、*Selenicereus* 属（サボテン科 Cactaceae）の帰化植物又は人工的に繁殖した植物の分かれた茎節（パッド）、茎の切片、花、及びその部分と派生物。アロエ属全種 *Aloe* spp.、マラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis*、サボテン科全種 Cactaceae spp.、タカワラビ *Cibotium barometz*、キスタンケ・デセルティコラ *Cistanche deserticola*、シクラメン属全種 *Cyclamen* spp.、ハエトリグサ *Dionaea muscipula*、トウダイグサ属全種 *Euphorbia* spp.、ガランサス属全種 *Galanthus* spp.、ラン科全種 Orchidaceae spp.、プルヌス・アフリカナ *Prunus africana* の梱包され、小売の準備が整った完成品（全体又は接ぎ木された標本、種子、塊茎、その他の珠芽を除く）

f) 非商業目的の生きていない押し葉標本。」

し、この提案では、アクイラリア属 *Aquilaria* とギリノプス属 *Gyrinops* の他のいくつかの種が省かれている。

* タカワラビ *Cibotium barometz* やハエトリグサ *Dionaea muscipula* には提案 27 で修正された注釈 #1 が適用されるため、e) 項での「完成品」の免除にこれらの商品が含まれる理由がわからない。

* g) 項で生きていない押し葉標本を含めたことは、CITES に掲げる種の植物全体を規定から免除することはできないという条約規則を無視しており、したがって、有効ではない。

このような矛盾点と不正確な点があるため、この提案を採択すべきではない。

反対

提案 27 [スイス（植物委員会の要請により、寄託政府として）]

以下の分類群に関する注釈の修正。

分類群	注釈案	現在の注釈
アドニス・ヴェルナリス <i>Adonis vernalis</i>	次のものを除くすべての部分及び派生物：a) 種子及び花粉、b) 梱包され、小売の準備が整った完成品	#2
グアイアクム属全種 <i>Guaiacum</i> spp.	次のものを除くすべての部分及び派生物：a) 種子及び花粉、b) 梱包され、小売の準備が整った完成品	#2
ヒドラスチィス・カナデンスィス <i>Hydrastis canadensis</i>	地下の部分（つまり根、地下茎）：全体、一部、粉末状	#3
ナルドスタキス・グランディフロラ <i>Nardostachys grandiflora</i>	次のものを除くすべての部分及び派生物：a) 種子及び花粉、b) 梱包され、小売の準備が整った完成品	#3
チョウセンニンジン <i>Panax ginseng</i> アメリカニンジン <i>Panax quinquefolius</i>	全体及び薄く切られた根及び根の一部	#3
ピクロルヒザ・クルロオア <i>Picrorhiza kurrooa</i>	次のものを除くすべての部分及び派生物：a) 種子及び花粉、b) 梱包され、小売の準備が整った完成品	#3
ヒマラヤハッカクレン <i>Podophyllum hexandrum</i>	次のものを除くすべての部分及び派生物：a) 種子及び花粉、b) 梱包され、小売の準備が整った完成品	#2

薬用植物の注釈の修正については、植物委員会と CITES CoP13 で詳細な協議がおこなわれた。この提案は支持すべきである。

賛成

レッドサンダー <i>Pterocarpus santalinus</i>	丸太、木のチップ、粉末、抽出物	#7
インドジャボク <i>Rauvolfia serpentina</i>	次のものを除くすべての部分及び派生物：a) 種子及び花粉、b) 梱包され、小売の準備が整った完成品	#2
チュウゴクイチイ <i>Taxus chinensis</i> , <i>T. fuana</i> , イチイ <i>T. cuspidata</i> , <i>T. sumatrana</i> , ヒマラヤイチイ <i>T. wallichiana</i>	次のものを除くすべての部分及び派生物：a) 種子及び花粉、b) 梱包され、小売の準備が整った完成品	#10
附属書 II に掲げるラン科全種 <i>Orchidaceae</i> spp. 及び #1 の注釈が付いた附属書 II および III に掲げるすべての分類群（関係する分類群は提案 27 の本文の表 1）	次のものを除くすべての部分及び派生物： a) 種子、胞子及び花粉（花粉塊を含む） b) 試験管中で固体又は液体の培地によって得られた実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの c) 人工的に繁殖させた植物の切花 d) バニラ属の人工的に繁殖させた植物の果実及びその部分及び派生物	#8、 #1

提案 28 [米国]

Oconee Bells *Shortia galacifolia* の附属書 II からの削除。

この小型の多年草は米国南東部のアパラチア山脈の人里離れた狭い地域に固有の植物である。ごく限られた生育域しか持たないが、自生する土地の大半には豊富に存在する。*Shortia galacifolia* に対する取引需要は、そもそも米国内の自生地域に限定され、1983年にこの種を掲げて以来、国際取引は報告されていない。米国で栽培されているものについては、小規模な違法採集の可能性について相反する情報があるものの、その大部分が、ダム建設と宅地開発の計画地から救出した野生の個体に由来すると考えられている。自然個体群は米森林局、ノースカロライナ州、ジョージア州が管理する土地で守られている。国際取引は存在せず、附属書から削除したことにより、今後、取引が刺激されるとは思えない。この種は附属書 II 掲載の基準を満たさず、附属書から削除することができる。

賛成

提案 29 [スイス]

附属書Ⅱに掲げるトウダイグサ属全種 *Euphorbia* spp. の注釈を次のように修正。

「附属書Ⅰに掲げる種を除き、多肉性であって、次に示す形状と寸法を持つ鉛筆状、珊瑚状、燭台状の種ではない種のみ。

- a) 鉛筆状の多肉性トウダイグサ属 *Euphorbia* spp. : 植物の全体。茎は棘がなく、直立し、直径は最大 1 cm、長さは 25 cm を超え、枝分かれがないか、又は主に基部近くで枝分かれする。葉はないか、又は小さい葉がある。
- b) 珊瑚状の多肉性トウダイグサ属 *Euphorbia* spp. : 植物の全体。茎は棘がなく、多重に枝分かれし、時折先端が尖る。直径は最大 3 cm、長さは 50 cm を超える。葉はないか、又は目立たない若しくは短命の葉がある。
- c) 燭台状の多肉性トウダイグサ属 *Euphorbia* spp. : 植物の全体。茎は曲がるか又は翼が付き、縁のみに対になった棘がある。直径は最小 3 cm、長さは 50 cm を超える。枝分かれたもの、又は枝分かれないもの。」

現在 CITES に掲げるトウダイグサ属 *Euphorbia* の多肉植物種全部が掲載を保證されているわけではないが、実際には形態的多様性の高いこの科の植物を、この提案で作った 3 つの人為的な分類にきれいに分けることは不可能であり、また、成長型やサイズ制限を使い、標本全体を附属書に掲げるか否かを決定することは難しいため、現実には、この提案で試みられた方法で一部の植物を除外することは実行不可能である。CITES には、サイズに基づき標本全体を除外する規定はなく、したがって、この提案は条約自体に従っていない。さらに、この免除により除外される種の中には、他の多肉性トウダイグサ属も輸出している生育国からの輸出が CITES 取引データに記録されているものがあり、マダガスカルの場合、附属書Ⅰに掲げる種も輸出されている。提案された注釈はまた複雑すぎ、執行活動で混乱の元になる。除外される種の小さい標本と除外されない種の区別が問題になる。

反対

提案 30 [ブラジル]

ブラジルボク *Caesalpinia echinata* の附属書 II への掲載。

すべての部分と派生物を含む。

ブラジル固有種であり、ブラジルの象徴でもあるこの樹種の生育地は、過去数世紀の間に激減した。ブラジルボク *Caesalpinia echinata* は長年、国際取引により減少しており、失われずに残った資源も、違法採取によりさらに脅かされている。弦楽器（バイオリンなど）の弓を作る工芸のために、いまだに高い国際的需要がある。国際取引のための採取が現在どの程度の影響を与えているかは不明であるが、このような採取が続けば、附属書 I に掲げるに値する程度にまで個体数が減少しそうである。したがって、予防という観点から、附属書 II 掲載は正当とみなされ、ブラジルがこの種の合法的な木材取引に関する国内規制とより良いフォローアップ対策を実施するために役立つものと思われる。

賛成。規制する部分と派生物を指定する注釈を付けること。

提案 31 [ドイツ (欧州共同体の加盟国を代表して)]
Black Rosewood *Dalbergia retusa* と *D. granadillo* の
附属書 II への掲載。

ココボロとも呼ばれる *Dalbergia retusa* はメキシコからパナマに自生する硬木で、楽器などの製品の製造に使われる。入手可能な情報によれば、野生個体群が急速に衰退しているため、予防という観点から、附属書 II への掲載は正当と思われる。生育地の破壊、家畜の放牧の拡大、山火事の増加が、この種に対する重大な危険性として認識されている。

入手可能なデータによると国際取引と需要は存在する。この取引は小規模で、この種の存続に対する主要な脅威と考えられないが、ブラジリアンローズウッド *D. nigra* の入手が困難であることから、この種が国際市場でその代替品となり得る。同じくココボロの名前で取り引きされる *D. granadillo* は、*D. retusa* と似た特徴を持つため、これら 2 種の識別の難しさが問題になる。このため、類似性を根拠として附属書 II に *D. granadillo* を掲げることは正当と考えられる。

賛成

提案 32 [ドイツ (欧州共同体の加盟国を代表して)]
ホンジュラスローズウッド *Dalbergia stevensonii* の
附属書 II への掲載。

ホンジュラスローズウッド *Dalbergia stevensonii* はベリーズ、メキシコ、グアテマラに自生し、楽器の製造という用途で珍重される。個体数の状態と傾向についてはほとんどデータがないが、入手可能な情報から、森林破壊と土地利用の変化が、この種に対する主な脅威と思われる。この種の合法または違法な取引があるということを示すものはない。生息国はこの種の附属書 III 掲載を考慮することが可能である。

反対

提案 33 [ドイツ (欧州共同体の加盟国を代表して)]
チャンチン属 *Cedrela* spp. の附属書 II への掲載。

チャンチン属 *Cedrela* の木は中南米に広く分布し、高い経済的価値を持つ木材として過剰伐採が進んでいる。現在の伐採と国際取引のレベルが、早急に断固とした介入が必要な状態まで来ているスパニッシュシーダー *Cedrela odorata* について、この提案は強力な論拠を提供している。多くの個体群で深刻な衰退が見られる現在の傾向が、附属書 II への掲載により逆転する可能性がある。この提案はこの種に関し、決議 9.24 (CoP13 で改正) で指定された取引と生物学上の基準を満たす。チャンチン属 *Cedrela* の木材では、種間に相似性と類似性があることが、この属全体を附属書 II に掲げる必要性を生じさせている。これはスパニッシュシーダー *C. odorata* の現在の過剰伐採、特に保護区または先住民の土地での伐採という問題と取り組むための土台になる。

賛成

提案 34 [スイス]

附属書Ⅱに掲げるラン科全種 *Orchidaceae* spp. の注釈を修正。

この提案では、ラン科 *Orchidaceae* に関する既存の注釈に対する修正として、提案 35 に示されたシンビジウム属 *Cymbidium*、デンドロビウム属 *Dendrobium*、ファレノプシス属 *Phalaenopsis*、バンダ属 *Vanda* という属に、南米産ラン 3 属、ミルトニア属 *Miltonia*、オドントグロッサム属 *Odontoglossum*、オンシジウム属 *Oncidium* を追加することを提言している。しかし、これら 3 属の分類群に関する詳細が的確でない。提案では、現注釈の効果を検討する前に、さらに属を追加しないように、という植物委員会の第 16 回会合での勧告を無視しており、中南米諸国が直面する法執行上の問題に配慮していない。

反対

提案 35 [スイス (植物委員会の要請により、寄託政府として)]
附属書 II に掲げるラン科全種 Orchidaceae spp. に対する注釈を次のように修正。

「次の属の人工的に繁殖させた交配種は、a) 及び b) に示す条件を満たす限り、この条約の規定の適用を受けない：シンビジウム属 *Cymbidium*、デンドロビウム属 *Dendrobium*、ファレノプシス属 *Phalaenopsis*、バンダ属 *Vanda*：

- a) 人工的に繁殖させた標本であることが容易に認識でき、採集した結果としての機械的損傷や強い脱水状態、ひとつの分類群と 1 つの貨物の中で不規則な成長状態又は異なる大きさと形状、葉に付着した藻類又はその他の葉上生物、又は昆虫その他の有害動物による損傷など、野生から採集されたことを示す徴候がない。
- b) i) 花が咲いていない状態で輸送する時、標本は 20 以上の同一の交配種が入っている個別の容器 (例えば厚

この提案は植物委員会の第 16 回会合で討議された結果に基づいたものである。その目的は、シンビジウム属 *Cymbidium*、デンドロビウム属 *Dendrobium*、ファレノプシス属 *Phalaenopsis*、バンダ属 *Vanda* の 4 属に関し、CITES による規制を免除される開花した植物と開花していない植物を輸送時に識別するための条件を提供することにより、人工的に繁殖させた交配種の取引を管理ならびに規制するための各国の能力を強化することである。トラフィックは全般的に、特定のラン交配種を免除する現注釈に反対しているが (それに内在する施行と執行上の問題という理由で)、輸送条件を明確にするためのこの試みと、注釈の効果を検討するよう勧める植物委員会の勧告を支持する。

賛成

紙製の箱、箱、クレート、CC コンテナの個別の棚など)から成る貨物で取引しなければならない。各容器内の植物は、高度の均一性と健全性を示さなければならない。貨物には送り状などの文書を添付し、そこに各交配種の植物の数を明示しなければならない。

- ii) 標本ごとに少なくともひとつの完全に開花した花があるような、花が咲いている状態で輸送する時、貨物ごとの標本の最低数は義務づけられないが、標本は商業用小売のために専門的に処理しなければならず、例えば、交配種の名称と最終処理を行った国名を示すために、印刷したラベルを付けるか、印刷した包装材で梱包する。これは明らかに目に見え、容易に確認できるものとする。

免除を受ける資格の有無が不明瞭な植物には、適切な CITES 文書を添付しなければならない。」

提案 36 [米国]

イチイ *Taxus cuspidata* の附属書 II への掲載を次のように修正。

1. 「この種以下の分類群」という語句を削除。
2. 次の注釈を付ける：
「交配種及び品種の標本は、この条約の規定の適用を受けない。」

この提案は、条約第 1 条に基づく標本の定義に違反せず、しかも掲載種の植物全体を除外することを防ぐ試みとして、「品種 (cultivar)」という用語を使用している。しかし、現行の CITES の定義では、品種をそれらが属する種から切り離すことはできないため、この提案は事実上、イチイ *Taxus cuspidata* (全体、部分、派生物) を附属書から削除することを意味する。しかし、この種においては、部分と派生物が CITES 規制を必要とする主な製品であるため、この種の附属書からの削除は正当化されない。提案 27 で提案された注釈を受け入れるよう、締約国に提言する。

反対

提案 37 [スイス（常設委員会の要請により、寄託政府として）]

提案 37a：附属書 II のチュウゴクイチイ *Taxus chinensis*、*Taxus fuana*、*Taxus sumatrana* に対する次のような注釈の削除：「鉢又は小さな容器に入った人工的に繁殖させた植物であって、送り荷ごとに分類名と『人工的に繁殖させた』という文章が明示されたラベル又は文書が添付されたものは、この条約の規定の適用を受けない。」

提案 37b：イチイ *Taxus cuspidata* に対する注釈を次のように修正：「鉢又は小さな容器に入ったイチイ *Taxus cuspidata* の人工的に繁殖させた交配種及び品種であって、送り荷ごとに分類名と『人工的に繁殖させた』という文章が明示されたラベル又は文書が添付されたものは、この条約の規定の適用を受けない。」

提案 37a の目的は、チュウゴクイチイ *Taxus chinensis*、*Taxus fuana*、*Taxus sumatrana* の標本全体を事実上、条約の適用から除外することになっている現在の注釈を訂正することである。提案された修正はこの目的を達成する。

提案 37b の目的は、イチイ *Taxus cuspidata* の標本全体を事実上、条約の適用から除外することになっている現注釈を訂正することである。しかし、解決案では、明確に定義されず、条約で認められていない「品種 (cultivar)」という用語を使用することにより、注釈に新たな表現上の誤りを持ち込んでいる。品種の標本全体を条約の規定から除外し、同時にイチイ *T. cuspidata* を CITES 規制から除外しないということは不可能である。さらに、イチイ属 *Taxus* の交配種を CITES の適用から除外した場合、識別において、したがって法執行活動においても、乗り越えがたい問題が生じるというのがトラフィックの見解である。

注釈 37a に賛成し、提案 27 に示された注釈 #10 との一致を確認する。

注釈 37b に反対し、提案 27 に示された注釈 #10 との一致を確認する。

表紙の写真クレジット（左から右）：

© Kim Lochen / TRAFFIC

Dorcas Gazelle © WWF-Canon / John E. Newby

Red coral necklace © Crawford Allan / TRAFFIC

TRAFFIC International is a UK Registered Charity

No. 1076722

The IUCN/TRAFFIC Analyses of the Proposals to Amend the CITES Appendices at the 14th Meeting of the Conference of the Parties
www.iucn.org/themes/ssc/our_work/wildlife_trade/citescop14/cop14analyses.htm

Summaries of the IUCN/TRAFFIC Analyses of the Proposals to Amend the CITES Appendices at the 14th Meeting of the Conference of the Parties
www.iucn.org/themes/ssc/our_work/wildlife_trade/citescop14/cop14analyses.htm

TRAFFIC Recommendations on the Proposals to Amend the CITES Appendices at the 14th Meeting of the Conference of the Parties
www.traffic.org/cop14/recommendations.htm

This document was published with
the kind support of



TRAFFIC, the wildlife trade monitoring network, works to ensure that trade in wild plants and animals is not a threat to the conservation of nature.
Website: www.traffic.org

TRAFFIC

the wildlife trade monitoring network

is a joint programme of

